

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年7月6日

提出者

池田一彦	田中明美	大國陽介
吉野和彦	須山隆	角智子
岡本昭二	五百川純寿	福田正明
白石恵子	中島謙二	平谷昭義
山根成二	加藤勇	藤原常義
山本誉		

(別紙)

地方財政の充実・強化を求める意見書

島根県をはじめとする地方自治体は、進展する少子化と高齢化に伴い、子育て支援、教育、医療・介護・福祉の社会保障、防災・減災対策、環境対策など、対応すべき課題が拡大する中で、地方創生や人口減少対策など新たな政策課題にも直面し、財政の更なる充実・強化が求められている。

こうした状況の中で、政府は「骨太の方針2018」において、2018年度の地方財政計画における一般財源の総額について、その水準を2021年度まで確保するとされたが、一方で、財政健全化目標の設定に当たっては、歳出面・歳入面でのこれまでの取組を緩めることなく、これまで以上に取組の幅を広げ、質を高める必要があるとされている。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政健全化目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民・県民の生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

以上のことから、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、地方自治体の実態に見合った歳入・歳出を的確に見積もり、その財源の十分な確保が図られるよう、次の項目の実現を求める。

記

1 社会保障、防災・減災対策、環境対策、地域交通対策、地方創生・人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の確保を図ること。

特に、社会保障については、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行なうこと。

2 先進的な自治体が達成した経費水準を地方交付税に反映する「トップランナー方式」は、過疎地域・離島等の条件不利地を抱える地方自治体では、構造的に行行政コストが高く非常に不利であるなど、客觀・公平・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであり、見直すこと。

3 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、地域間の財源偏在を是正するため、抜本的な解決策を検討すること。また、地方交付税の原資については、地方の財政需要に応じて、地方交付税法定率の引き上げにより確保するべきであり、臨時財政対策債に過度に依存しないものとすること。

4 地方自治体における基金は、災害や不測の事態に備えるために地方議会での審議を経て判断したものであり、残高の増加を理由に地方交付税の削減を行なわないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
経済産業大臣

【平成30年7月6日原案可決】